

令和5年8月10日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井 康之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の
実施状況の報告及び医療機関の把握について（周知）

日本医師会より、標記に関して、厚生労働省医政局医事課から令和5年7月31日付で
事務連絡を発出したとの連絡がありました。

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに基づく診療の実施状況
の報告及び実施医療機関の把握については、令和2年4月10日付「新型コロナウイルス
の感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成
及び実施状況の報告について（依頼）」（令和2年4月14日付で本会より発出。以下「令
和2年事務連絡」と呼ぶ）にて、示されております。

この度、本年7月末をもって、令和2年事務連絡により認められた診療につき、「診療
報酬上の特例」は終了すること、及び、保険適用外の診療においては、本年8月以降も継
続して有効であることを踏まえ、実施状況の報告及び実施医療機関の把握について改めて
お示しするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会
医療機関への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年事務連絡に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合は、引
き続き毎月都道府県に実績報告をすることとされています。なお、令和2年事務連絡で
はなく、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、オンライン診療（情
報通信機器を用いた診療：要届出）を実施する場合は、報告は不要とされております。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告について

令和2年事務連絡に基づき、「初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施す
る医療機関の把握・報告」は終了することとされています。

今後、診療報酬上の施設基準（情報通信機器を用いた診療）を届け出た医療機関の一
覧の公表を予定するとされています。

(参考) 大阪府ホームページより抜粋

調査に関する掲載アドレス「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧作成及び実施状況の報告について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/onlinepractice/index.html>

- 令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療等に係る**診療報酬上の特例については、令和5年7月31日をもって終了いたしました。**

これに伴い、電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査を終了し、**当該医療機関の一覧の公表も終了となります。**

情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を届け出た医療機関一覧は[こちら\(外部サイト\)](#) (厚生労働省ホームページ)

- 施設基準を届けられた医療機関は、8月診療実施(9月報告分)以降の実施報告は不要です。
- 保険適用外の診療について時限的・特例的な取扱いを実施した場合は、引き続き実施報告をお願いします。

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課 電話 06-6763-7001
地域医療1課 電話 06-6763-7012